



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年5月11日(月) 号外(第2号)

目次

ページ

条 例

○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)

2

■ 条 例

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十四号

群馬県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の八の二第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の二條を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第三十二條 法附則第五十九條第一項の規定による徴収の猶予を申請しようとする者は、同項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の施行令附則第三十七條第一項に規定する事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の同條第二項に規定する書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 第十七條の二第七項の規定は、法附則第五十九條第三項において準用する法第十五條の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第三十三條 第八十三條第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第八十六條の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第三十八條に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一條の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することがで

きなかつたことにつき施行規則附則第二十八條第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第八十六條の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第八十四條第一項及び第八十六條の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十四條第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第八十六條の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第八十六條の二第二項	六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
		同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

附則第五條中「及び附則第十四條の四の二」を、「附則第十四條の四の二及び附則第三十四條」に改める。

附則第三十三條を附則第三十五條とし、附則第三十二條の次に次の二條を加える。  
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第三十三条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。以下この項及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第五条第四項に規定する指定行事のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和二年政令第百六十号)第三条第一項に規定するものの新型コロナウイルス感染症特例法第五条第一項に規定する中止等により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(次項において「県払戻請求権放棄」という。)を同条第一項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第三十七条の三第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三十七条の三第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第三十四条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第七条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和二年政令第百六十号)第三条第一項に規定するものの同法第五条第一項に規定する中止等により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利(以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百六十一号)附則第二条第一項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第二項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を第二条の規定による改正後の群馬県条例附則第三十三条第一項に規定する県払戻請求権放棄と、当該支出をした寄附金の額を同項に規定する県放棄払戻請求権相当額とみなして、同条の規定を適用することができる。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---